

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

氏 名 ミヤマ 株式会社
代表取締役 南 克明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5 第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 平成25年 9月21日

許可の有効年月日 平成32年 9月20日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 (積替え及び保管行為を除く)

特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等 (微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下のものに限る。)、PCB汚染物 (微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物に限る。)、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る)、特定有害燃え殻 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る)、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る)、特定有害汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る)、特定有害廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る)、特定有害廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジク

優良認定基準

取扱い

ロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る)、特定有害廃水銀等

以上 91品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|----------------|------|
| 平成 5年 9月 21日 | 新規許可 |
| 平成 10年 9月 21日 | 更新許可 |
| 平成 15年 9月 21日 | 更新許可 |
| 平成 20年 10月 27日 | 更新許可 |
| 平成 25年 10月 11日 | 更新許可 |
| 平成 26年 12月 9日 | 変更許可 |
| 平成 27年 3月 9日 | 変更許可 |
| 平成 28年 3月 14日 | 住所変更 |
| 平成 28年 8月 19日 | 変更許可 |

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。